

第3章 具体的な施策展開

第1節 環境への負荷が少ない循環型社会広島

第2節 地球環境の保全に貢献する広島

第3節 自然と人がふれあう潤いのある広島

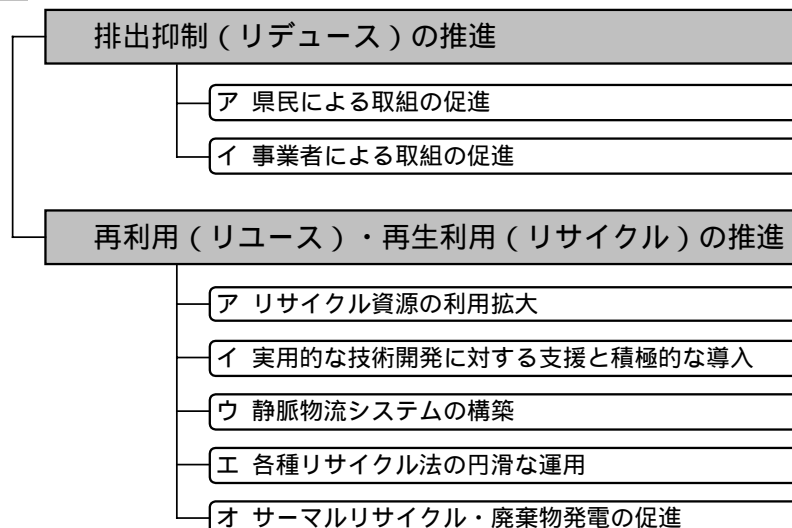
第4節 環境の保全と創造のための基盤づくり

第1節 環境への負荷が少ない循環型社会広島

1 循環型社会の構築

(1) 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

【施策の展開】



排出抑制（リデュース）の推進

ア 県民による取組の促進

廃棄物の発生が少ないライフスタイルの確立に向け、新聞・テレビ、パンフレット等を活用した幅広い広報・啓発活動を実施し、使用済み製品の再使用、使い捨て製品の使用自粛、過剰包装の辞退、資源ごみの分別排出、生ごみの堆肥化などによる有機性廃棄物の資源化等の取組を促進します。

市町村が行う家庭・事業所生ごみのコンポスト¹化、デポジット機の設置、買い物袋持参運動などの取組に対して啓発等の必要な支援を行います。

イ 事業者による取組の促進

「拡大生産者責任」の考え方にに基づき、使い捨て製品の製造販売や過剰包装の自粛、リサイクルしやすい製品の開発、デポジット制度、再生資源の利用について働きかけを行うなど、事業者における取組を促進します。

廃棄物処理法で義務付けられている多量排出事業者を中心に「廃棄物減量化計画」の策定などを促進します。

¹ コンポスト：生ごみなどの有機性廃棄物からできた堆肥，または堆肥化手法のこと。

廃棄物抑制検討懇話会²の提言（平成 14 年 2 月）に基づき、平成 15 年 4 月 1 日から導入する「産業廃棄物埋立税³」により、不特定多数の排出事業者に対して経済的インセンティブを与え、産業廃棄物の継続的な排出抑制を促すとともに、その税収により、リサイクルの推進や産業廃棄物の抑制などの幅広い施策を推進します。

再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）の推進

ア リサイクル資源の利用拡大

ごみのリサイクルを推進するためには、適切な分別が必要であり、市町村が実施する多種分別収集や資源化などの取組に対し助言・支援を行います。

再生資源やリサイクル製品の利用の拡大を図るため、平成 13 年 3 月に策定した「広島県グリーン購入方針」に基づき、県自らが積極的な利用を図るとともに、建設リサイクル法により再資源化等が義務付けられた特定建設資材廃棄物から再生された建設資材についても公共事業において率先して利用します。

今後増加が予想される焼却灰の溶融スラグについては、土木資材等への活用を推進します。

リサイクル製品の登録制度の創設、環境負荷の低減効果を表示するラベリングの開発、アンテナショップの設置など、県民、事業者等への関連情報等の積極的な提供によりリサイクル製品の利用拡大を図ります。

より幅広くリサイクルを進めていくうえで、品質・数量の両面で安定した廃棄物等の回収が可能な体制整備が課題となっており、回収における広域化・ネットワーク化・IT 化などによる効率的、安定的な回収システムの構築を検討します。

使用済み製品、不要品等の利用促進を図るため、フリーマーケット、リサイクルショップ等に関する情報を県民へ提供します。

廃棄物の再生利用を行うリサイクルプラザ等の施設整備を支援します。

イ 実用的な技術開発に対する支援と積極的な導入

廃棄物を資源として利用するうえでは、実用的な技術の開発が重要課題であるため、工業技術センター等における調査・研究を推進します。

実用的な技術開発を促進するためには、コスト・リスクの軽減を図ることが重要であり、県内事業者が行うリサイクル技術等の開発や実用化・事業化等の各段階における助成制度の充実等を図ります。

「広島県環境関連産業創出推進協議会⁴」などの活動を通じ、産学官の連携や、同業種・異業種などの多面的な事業者間連携を促進し、環境関連の技術開発を促進します。

² 廃棄物抑制検討懇話会：本県が実施する廃棄物の排出抑制方策について、幅広い視点から検討を行うため、平成 13 年 10 月に設置され、県内の産業界をはじめ各界の有識者により構成されている。この懇話会での検討の結果、県民や事業者の自主的な活動の支援、リサイクル産業の育成・支援の強化、課税など経済的手法の導入、循環型社会形成のために必要な施策の実施について提言がなされた。

³ 産業廃棄物埋立税：県内で埋め立てられる産業廃棄物を抑制するため、県が独自に課税する地方税。税収はリサイクルの推進などの環境施策の費用に充てる。

⁴ 広島県環境関連産業創出推進協議会：環境関連産業の集積による本県産業構造の多角化と雇用の場の創出を目的として、平成 13 年 6 月に設置された組織。

ウ 静脈物流システムの構築

「瀬戸内海エリアにおける静脈物流システム⁵」のコンセプト等を踏まえ、廃棄物の排出状況、交通インフラの整備状況や既存産業施設の立地状況等を考慮しながら、リサイクルポートの整備等による広域のかつ総合的な静脈物流システムの構築を検討します。

エ 各種リサイクル法の円滑な運用

「容器包装リサイクル法」、「家電リサイクル法」、「食品リサイクル法」、「建設リサイクル法」、「自動車リサイクル法」の周知等を徹底するとともに、各法制度の趣旨を踏まえた関係機関、県民等が連携した取組への指導・支援等を推進します。

オ サーマルリサイクル・廃棄物発電の促進

再生利用が困難で焼却処分せざるを得ない廃棄物については、エネルギーとして活用することにより、化石燃料の使用量の抑制を推進します。

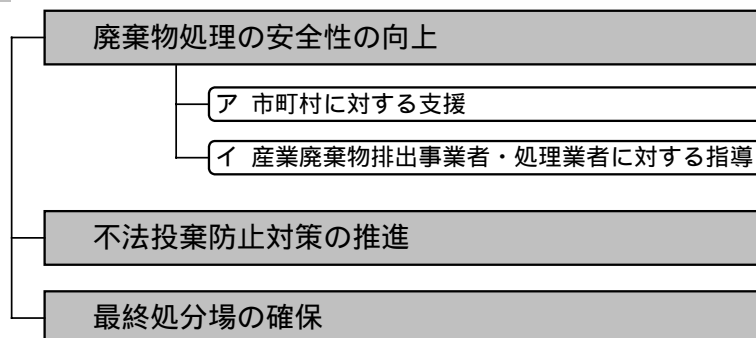
ごみ焼却施設の整備にあたっては、排熱を有効に活用できる廃棄物発電や新技術の導入により、可能な限り電気や熱などのエネルギーとしての回収を促進します。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8 (:H7)	H13 (:H12)	
一般廃棄物排出量	万トン	93.1	97.9	101.4	113.5	102〔H18〕
一般廃棄物資源化率	%	6.0	7.2	8.8	12.0	20〔H18〕
一般廃棄物最終処分量	万トン	28.3	28.5	25.8	28.0	16〔H18〕
産業廃棄物排出量	万トン	1,413		1,355	1,433.3	1,494〔H18〕
産業廃棄物再生利用率	%	59		62	65.0	65〔H18〕
産業廃棄物最終処分量	万トン	302		207	128.7	76〔H18〕

(2) 廃棄物の適正処理の推進

【施策の展開】



⁵ 『地域ポテンシャルを活用した循環型経済システムの構築に向けて』（中国経済産業局、平成13年8月）概要版は <http://www.chugoku.meti.go.jp/research/junkan/yoyaku.pdf>

廃棄物処理の安全性の向上

ア 市町村に対する支援

一般廃棄物の適正処理を推進するため、市町村や一部事務組合の行うし尿・ごみ処理施設等の定期的な立入検査等を実施し、施設等の建設においては既存施設の耐用年数や老朽化の状況などを勘案しながら適正な支援を行うとともに、施設周辺の環境保全に努めるよう助言します。

ごみ処理の効率化とダイオキシン類対策の徹底を図るため、市町村合併の動向等を踏まえながら、ごみ処理の広域化に向けた市町村の取組を引き続き支援します。

イ 産業廃棄物排出事業者・処理業者に対する指導

排出事業者責任の原則のもと、「廃棄物処理法」に基づき計画的な立入検査を実施するとともに、マニフェスト制度⁶の徹底や排出事業者による産業廃棄物処理委託時の処理能力等の確認の徹底など、排出事業者・処理業者等に対し適正処理を指導します。

ダイオキシン類の発生源である産業廃棄物焼却施設の設置管理者に対して構造基準、維持管理基準の徹底を図るとともに、ダイオキシン恒久基準への適合を継続的に監視します。

「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物処理基本計画」に沿った県内 PCB 廃棄物の適正処理、「感染性廃棄物⁷処理マニュアル」に基づく医療機関及び処理業者に対する指導など、有害産業廃棄物の適正処理を推進します。

「産業廃棄物分野の構造改革」につながるよう、産業廃棄物の処理に関する情報の開示を推進し、優良な産業廃棄物処理業者の育成を図るとともに、産業廃棄物処理業者で構成する団体の活動に対して支援を行い、業界全体の健全な発展を促進します。

不法投棄防止対策の推進

リサイクル費用を購入時に支払う前払制度に比べ不法投棄を惹起しやすい後払制度の「家電リサイクル法」の施行や最終処分場の逼迫等により不法投棄が多発することが懸念されるため、県の組織体制の充実を図るとともに、「不法投棄 110 番・ファックス⁸」による情報収集や車両、ヘリコプター及び船舶を使用したパトロールの実施など、市町村や警察機関、JA・郵便局等の地域に根ざした各種団体、地域住民等との連携により監視体制の強化を図り、不法投棄の未然防止に努めます。

市町村が行う監視機器や防止設備の設置、監視体制の強化などの取組に対して必要な支援を行います。

最終処分場の確保

最終処分場設置者と地域住民とのコミュニケーションが円滑に図られるよう調整を行います。

⁶ マニフェスト制度：産業廃棄物の排出事業者が処理業者に処理委託する時、不法投棄の防止や適正処理の確保を目的に交付する管理票。従来は医療系廃棄物などの特別管理産業廃棄物に限って義務付けられていたが、平成 10 年 12 月 1 日からすべての産業廃棄物に適用された。

⁷ 感染性廃棄物：医療機関、試験研究機関等から医療行為、研究活動に伴って発生し、人が感染し、または感染するおそれのある病原体が含まれ、もしくは付着している廃棄物またはこれらのおそれのある廃棄物をいう。

⁸ 不法投棄 110 番・ファックス：広く県民から不法投棄に関する情報を収集し、不法投棄の早期解決を図るため、県廃棄物対策総室内に設置された専用電話・ファクシミリのこと。

最終処分場の設置の円滑化を図るため、周辺の環境保全整備に対する支援方策を検討します。

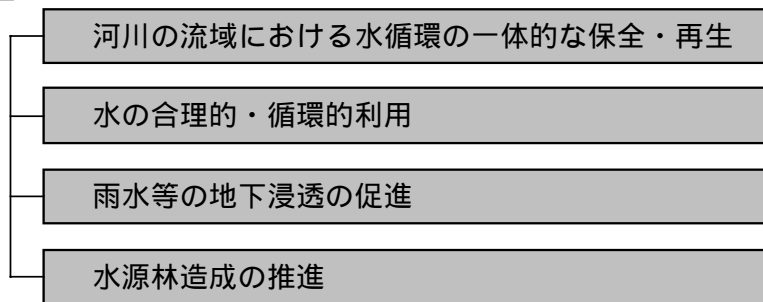
廃棄物処理施設の設置をめぐる紛争や「廃棄物処理法」の規制強化などにより廃棄物最終処分場の確保が困難になっていることから、広島市出島地区及び福山市箕沖地区の2地区において公共関与による新規廃棄物処分場の整備を推進することとしています。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13 (:H12)	
産業廃棄物不法投棄件数（投棄量10t以上）	件		6	12	9	0〔H18〕
産業廃棄物最終処分場の残余年数	年				6.5	要最終処分量の5年以上を確保します〔H18〕

(3) 健全な水循環の確保

【施策の展開】



河川の流域における水循環の一体的な保全・再生

都市への急激な人口や産業の集中、過疎化の進行、産業構造の変化などの社会経済の変化を背景とする水の循環の急激な変化により、生態系への悪影響、河川流量の減少、都市における水害や渇水、水質汚濁、親水機能の低下などの問題が発生している状況を踏まえ、河川の流域を一体的な水循環系として捉えて保全・再生する取組を推進します。

水の合理的・循環的利用

工場などにおける水の循環・再生使用及び地下水の適正利用、中水⁹の活用、一般家庭に対する節水の啓発等、水の合理的・循環的利用を推進します。

農業用水、工業用水、水道用水の水利用の見直し等による合理化や、各用水間の総合的な調整を推進します。

過剰な地下水採取等による地盤沈下を防止するために、工場・事業場における工業用水等の循環利用を促進します。

⁹ 中水：上水、下水に対する言葉で、飲料水以外の生活用水等に循環利用される水のこと。ビル、団地などにおいて、雨水の貯留や下水を処理して循環利用する飲料水以外の生活用水など。

雨水等の地下浸透の促進

排水性舗装，貯留浸透型の雨水排水設備など，雨水の地下浸透を促す施設等の整備を推進します。

水源林造成の推進

ダム上流域等の森林を対象に「水源の森¹⁰」の指定を拡大するとともに，事業者やNPO団体等の協力を得つつ，上下流域が一体となった県民参加による水源林の造成を推進します。

水資源の確保を図るため，森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させる上で重要な役割を果たす水源かん養保安林，干害防備保安林について，適切な保全・管理を推進します。

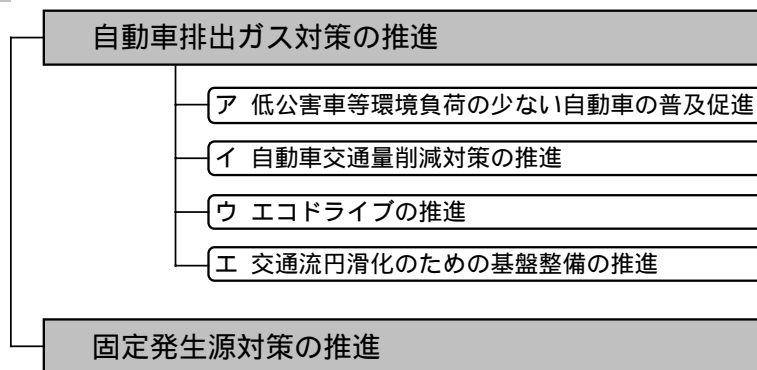
【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13 (1:H12, 2:H11)	
1人1日当たり平均給水量	リットル/人日	380	377	366	359 ¹	現状レベルでの給水量を維持します
工業用水回収水利用量	千 m ³	4,901	5,075	5,095	5,708 ²	増加を図ります
水源の森指定面積	ha	20,522	24,783	27,217	30,088	32,500〔H17〕

2 地域環境保全対策の推進

(1) 大気環境の保全

【施策の展開】



自動車排出ガス対策の推進

ア 低公害車等環境負荷の少ない自動車の普及促進

低公害車等の普及促進に向けた県民・事業者の責務を明確化するとともに，新車販売店における自動車排出ガスの規制等に関する情報提供の徹底を図ります。

自動車を一定台数以上使用する事業者における低公害車等の計画的な導入を促進します。

行政及び産業界等で構成する「中国地方低公害車促進協議会」による普及啓発活動等の推進を図ります。

県が保有する公用車については，率先して低公害車等への切り替えを行います。

¹⁰ 水源の森：太田川及び芦田川・沼田川流域において，県及び市町村等が負担金を拠出し，(財)広島県緑と水の森林公社（水源の森会計）を事業主体として，植栽や間伐・下刈等の森林整備に対して助成を行い，森林を長伐期化へ誘導するなどの水源かん養機能の維持増進に資する水源林の整備を実施している。

イ 自動車交通量削減対策の推進

鉄道，路線バス等の公共交通機関の利便性の向上，パークアンドライド¹¹の実施等の交通需要マネジメント（TDM）¹²の推進等により，自家用自動車の交通量の低減を推進します。

貨物自動車の効率的運行，共同輸配送，鉄道・船舶利用輸送等の促進等による自動車の使用の合理化を図るとともに，物流拠点の整備等により，物流の効率化・円滑化を推進します。

ウ エコドライブの推進

不要なアイドリングや急発進・急加速の自粛など，エコドライブ（環境に配慮した自動車の運行）を促進するため，県民・事業者の責務の明確化と，アイドリング・ストップ¹³の推進を図ります。

エ 交通流円滑化のための基盤整備の推進

道路交通流の円滑化を図るため，路上工事の縮減に留意しつつ基盤整備を推進します。

- ・環状道路・バイパス等の道路網の整備
- ・道路の立体交差化
- ・交差点の改良等道路構造の改善
- ・交通管制システムの高度化
- ・交通情報提供システムの高度化
- ・高度道路交通システム（ITS）を活用した道路管理の高度化

固定発生源対策の推進

「大気汚染防止法」などの関係法令に基づき，ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場における大気汚染物質の排出基準の遵守・徹底を図るとともに，燃料使用効率化，燃料転換等の排出抑制対策を推進します。

有害大気汚染物質を排出している主な工場等に対して排出抑制を指導するとともに，周辺でのモニタリングを実施します。

県内の主要汚染地域における光化学オキシダント等の大気汚染予報及び注意報等の発令を行うとともに，注意報等の発令時には，主要発生源に対する排出ガス量の削減要請を行うなど，環境濃度の悪化防止と健康被害の未然防止を図ります。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13	
二酸化窒素環境基準達成率	%	98.0	98.0	95.8	95.8	100.0〔H22〕
浮遊粒子状物質環境基準達成率	%	30.6	32.4	87.2	97.7	達成率の向上を図ります
ベンゼン環境基準達成率	%	—	—	—	91.7	100.0〔H22〕
ジクロロメタン環境基準達成率	%	—	—	—	100.0	100.0〔H22〕

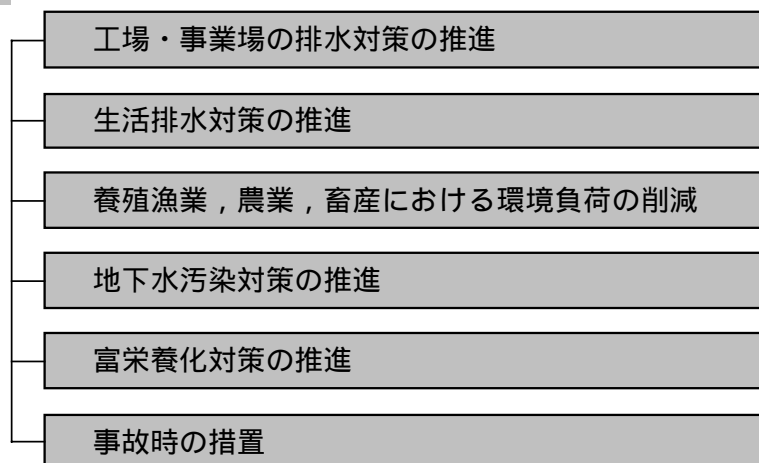
¹¹ **パークアンドライド**：都心の外周部や都市周辺部の鉄道駅等の駐車場を活用し，そこから都心部まで公共交通機関を利用すること。

¹² **交通需要マネジメント（TDM）**：車利用者の交通行動の変更を促すことにより，都市の交通渋滞を緩和する手法の体系のこと。

¹³ **アイドリング・ストップ**：信号待ちや荷物の上げ下ろしなど駐停車時に，自動車のエンジンを停止させておくこと。

(2) 水環境の保全

【施策の展開】



工場・事業場の排水対策の推進

「水質汚濁防止法」などの関係法令に基づき、工場・事業場における水質汚濁物質の排水基準の遵守・徹底を図ります。

法令等の規制を受けない小規模の事業場に対しても、水質汚濁負荷量の削減等に関する事業者が努力すべき事項の明確化を図るとともに、「広島県小規模事業場排水浄化対策推進要領」に基づき、排水処理施設の整備などについて指導を行います。

生活排水対策の推進

COD 汚濁負荷量の約 4 割が家庭から排出されている現状を踏まえ、公共用水域の水質保全のための県民の責務の明確化を図るとともに、広報媒体による普及啓発を行います。

生活環境の改善と公共用水域における生活排水による汚濁負荷を低減するため、地域特性を考慮した合理的な生活排水処理施設（下水道、農業・漁業集落排水施設、浄化槽等）の整備を推進します。

下水道等の適切な維持・管理を徹底するとともに、浄化槽の保守点検や法定検査の周知を図るなど、生活排水処理施設の維持・管理の徹底を指導します。

汚水と雨水を同一の管きよで排除する合流式下水道では、大雨時に一部未処理のまま放流されることがあり水質汚濁が懸念されるため、改善を検討します。

生活排水による汚濁が著しく、特に対策の必要な地域については、「水質汚濁防止法」に基づく生活排水対策重点地域に指定し、「生活排水対策推進計画」の策定及びその実施により、計画的な削減対策を実施します。

養殖漁業，農業，畜産における環境負荷の削減

魚類養殖における給餌方法及び放養密度の適正化等の指導により、水質汚濁負荷量の削減を図ります。

「家畜糞尿処理法」に基づく家畜ふん尿の堆肥化による土壌還元の適正処理の推進、窒素及び燐を含む肥料や農薬の適正使用の指導等により、公共用水域への水質汚濁負荷量の削減を図ります。

地下水汚染対策の推進

有害物質による地下水汚染を防止するため、「水質汚濁防止法」の対象工場・事業場はもとより、それ以外の有害物質取扱工場・事業場についても有害物質の適正な使用・保管の徹底、有害物質の地下浸透の防止を図ります。

井戸等の地下水汚染が発見された場合には、汚染の範囲・程度、原因の究明等の調査を行い汚染の拡大防止を図るとともに、汚染浄化対策の指導を行います。

富栄養化対策の推進

海域については、「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」に基づき、瀬戸内海に流入する汚濁負荷の総量を総合的かつ計画的に削減します。

湖沼については、環境基準（湖沼）の類型指定¹⁴を行うとともに、流入する工場・事業場排水や生活排水などの総合的な富栄養化対策を推進します。

下水処理場からの放流水質改善のため、下水道の高度処理の導入について検討を行います。

事故時の措置

事故が発生した場合には、原因者による防除作業を指導するとともに、その規模に応じて「広島県水質汚染事故対策要領」等に基づき、河川管理者、市町村、消防等との連携により速やかな対応を図ります。

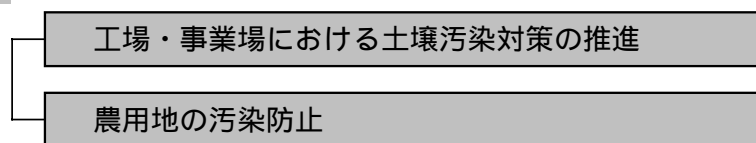
【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13 (:H11)	
河川 BOD 環境基準達成率	%	78.0	75.6	70.7	82.9	達成率の向上を図ります
海域 COD 環境基準達成率	%	33.3	33.3	33.3	42.9	達成率の向上を図ります
海域全窒素環境基準達成率	%	-	-	-	100.0	100.0〔H22〕
海域全燐環境基準達成率	%	-	-	-	100.0	100.0〔H22〕
地下水環境基準達成率	%	97.4	86.6	87.0	75.0	達成率の向上を図ります
COD 汚濁負荷量(瀬戸内海水域) ^(注)	t/日	87	84	79	74	71〔H16〕
生活系 COD 汚濁負荷量	t/日	37	34	31	29	26〔H16〕
産業系 COD 汚濁負荷量	t/日	42	40	39	38	37〔H16〕
その他 COD 汚濁負荷量	t/日	8	10	9	7	8〔H16〕

(注) COD 汚濁負荷量(瀬戸内海水域)の目標〔H16〕は、平成 11 年度を基準年とした「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」で設定しています。

(3) 土壌環境の保全

【施策の展開】



¹⁴ 類型指定：水質汚濁の生活環境の保全に関する生活環境項目について、国の「環境基本法」に基づき、河川、湖沼及び海域の利用目的に応じた水域類型を指定すること。

工場・事業場における土壌汚染対策の推進

「土壌汚染対策法」に基づき、有害物質を取り扱う工場・事業場が閉鎖される場合などには、汚染状況調査の実施の徹底を図るとともに、調査の結果、汚染が判明した場合には、浄化・封じ込めなど、状況に応じた改善措置の指導を行います。

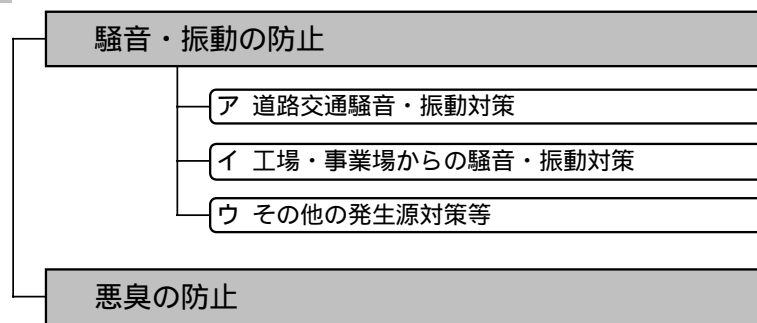
土壌汚染の発見と適切な処理の推進を図るため、大規模な土地の改変を行う者に対して土地履歴調査等の実施の徹底を図ります。

農用地の汚染防止

肥料や農薬の不適正使用による土壌汚染を防止するため、肥料生産者に対しては「肥料取締法」に基づいた品質管理、農薬使用者に対しては「農薬取締法」に基づいた適正使用等を指導します。

(4) 騒音・振動，悪臭の防止

【施策の展開】



騒音・振動の防止

ア 道路交通騒音・振動対策

自動車交通などに伴い発生する騒音・振動については、国、市町村、警察等の関係機関と連携を図りながら、発生源対策，交通流対策，道路構造対策，沿道の土地利用の誘導などを総合的に推進します。

イ 工場・事業場からの騒音・振動対策

「騒音規制法」及び「振動規制法」等，関係法令の円滑な運用を図るため，指定地域を有する市町村への技術的支援を行うとともに，発生源となる工場・事業場に対しては防止対策実施の指導・支援等を行います。

ウ その他の発生源対策等

新幹線，在来鉄道及び航空機を発生源とした騒音・振動については，関係機関と連携した対策を推進します。

深夜営業や日常生活に伴う近隣騒音の解決に向け，モラルやマナーの向上のための意識啓発を行います。

「千光寺の鐘の音」など将来に残したい快適な音環境の保全・創出に努めます。

国等関係機関と連携を図りながら，低周波音の実態把握等を行います。

悪臭の防止

「悪臭防止法」などの関係法令に基づく規制等を直接行う大竹市など4市に対する技術支援等を行うとともに、臭気指数規制（人の嗅覚により悪臭の程度を判定）の導入を推進します。

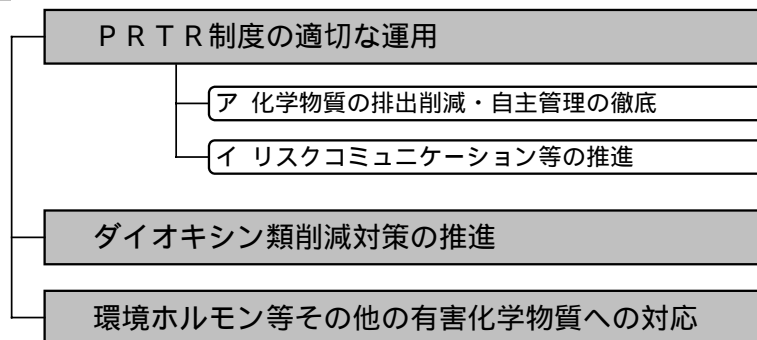
良好なかおりに関する情報の提供や「かおり風景¹⁵」の選定等により、地域の良好なかおり環境の保全・創出に努めます。

【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13	
一般地域騒音環境基準達成率	%	85.5	79.3	78.3	84.8	達成率の向上を図ります
道路に面する地域における騒音環境基準達成率	%	10.8	8.5	9.6	35.9	達成率の向上を図ります
航空機騒音環境基準達成率	%	72.7	87.5	100.0	100.0	100.0〔H22〕
新幹線鉄道騒音環境基準達成率	%	57.1	22.2	70.0	72.7	達成率の向上を図ります

(5) 化学物質の環境リスク対策の推進

【施策の展開】



P R T R 制度の適切な運用

ア 化学物質の排出削減・自主管理の徹底

化学物質による環境汚染の未然防止を図るため、「PRTR法」に基づく事業者に対する届出指導や化学物質取扱事業者による排出削減に向けた適正管理の推進等を行うとともに、一定規模以上の化学物質取扱事業者については、計画的な自主管理の徹底等を促進します。

化学物質を製造する事業者を中心に、化学物質の排出の少ない生産工程の導入など、化学物質の全ライフサイクルにわたる自主管理活動（レスポンシブルケア活動）の指導を行います。

¹⁵ **かおり風景**：環境省が、都市・生活型公害化した悪臭問題解決のため、「身近にあるよいかおりを再発見し、かおりに気づくことを通して身の回りにおける様々なにおいを意識し、不快なおいの改善に積極的に取り組む地域の活動」を促進していくことを目的として、かおり風景100選の選定を行った。

イ リスクコミュニケーション等の推進

「PRTR 法」に基づき、化学物質の環境への排出状況や有害化学物質が人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれ（環境リスク）についての情報を公開するとともに、事業者、住民、行政が情報を共有して相互理解を深めるためにリスクコミュニケーションを推進します。また、有害情報等を分かりやすく提供し、専門的知識を持った人材の育成・活用を行う等、事業者、住民が自ら化学物質対策に取り組むための方策を検討します。

ダイオキシン類削減対策の推進

工場・事業場に対しては、「ダイオキシン類対策特別措置法」や「廃棄物処理法」に基づく排出基準の遵守を徹底するとともに、県内各地域における大気、水質、底質及び土壌の環境汚染状況調査を定期的を実施します。

環境ホルモン等その他の有害化学物質への対応

人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがある内分泌かく乱化学物質（環境ホルモン）については、ダイオキシン類と同様に環境汚染状況調査を実施し、汚染が認められた場合には、詳細な調査を実施するとともに、原材料等を代替するなどの指導を行います。

PCB、水銀、有機スズ化合物による食品の汚染状況を検査します。

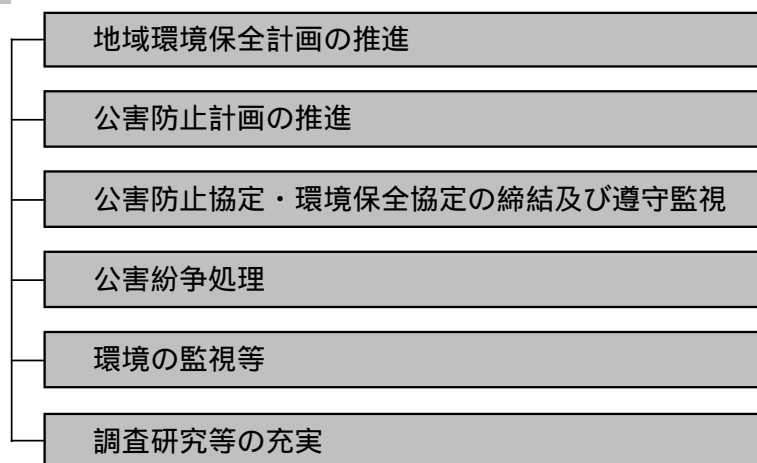
【環境の状態等を測る指標】

環境の状態等を測る指標	単位	推移				目標または目指すべき推移 〔目標年次〕
		H2	H5	H8	H13	
ダイオキシン類環境基準達成率（大気）	%	-	-	-	96.7	100.0〔H22〕
ダイオキシン類環境基準達成率（公共用水域）	%	-	-	-	100.0	100.0〔H22〕
ダイオキシン類環境基準達成率（土壌）	%	-	-	-	100.0	100.0〔H22〕
PRTR 法に基づく指定化学物質の環境への排出届出量（大気）	t/年	—	—	—	—	排出量の削減を図ります
PRTR 法に基づく指定化学物質の環境への排出届出量（公共用水域）	t/年	—	—	—	—	排出量の削減を図ります
PRTR 法に基づく指定化学物質の環境への排出届出量（埋立処分）	t/年	—	—	—	—	排出量の削減を図ります

PRTR 法に基づく指定化学物質の環境への排出量に関する届出は、平成 14 年度から開始されました。

(6) 地域環境の維持・向上（横断的項目）

【施策の展開】



地域環境保全計画の推進

開発事業の集中やその他の事情により環境への負荷が著しくなるおそれがあると認められる地域については、長期的な展望にたって地域環境の望ましいあり方を明確にする「地域環境保全計画」を策定し、各種の施策を総合的に推進します。

公害防止計画の推進

「公害防止計画」を策定している広島・呉地域及び備後地域において、環境基準を達成・維持するため、発生源の規制、監視体制の整備、未然防止対策の徹底、公共下水道等の整備など、各種の公害防止対策を総合的に推進します。

公害防止協定・環境保全協定の締結及び遵守監視

公害関係法令による措置を補完し、地域の実情に即した効果的な公害防止対策を実施する観点から大規模な事業者等と締結している公害防止協定・環境保全協定の実施状況等の監視を行います。

公害紛争処理

公害苦情事案について、市町村等と連携し調査・指導を行い、その早期かつ適正な解決を図ります。

「公害紛争処理法」に基づき、広島県公害審査会が行うあっせん、調停及び仲裁により公害紛争の迅速かつ適正な解決を図ることにより、公害に係る紛争の迅速な処理や健康被害の防止に努めます。

環境の監視等

大気、水質、騒音等の環境の監視・測定体制を充実させるため、分析機器の計画的な整備、関係機関への指導・支援等を推進するとともに、国、近隣地方公共団体との連携を図りながら、効果的かつ効率的な監視・測定を実施します。

監視・測定の内容等に応じて、住民、市町村、民間団体等の参加を促進するとともに、各主体実施による測定結果等が相互に活用されるように努めます。

典型 7 公害及び廃棄物以外の光害等については、情報収集に努めるとともに、必要に応じて対策等を検討します。

調査研究等の充実

環境問題の複雑化・多様化に対応するため、保健環境センター等における調査研究，研修などの充実に努めるとともに，関連機関が協力して環境に関する調査研究体制を整備し，高度で専門的な調査研究を推進します。